



平成 25 年 11 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 M C J
代表者名 代表取締役社長兼会長 高島 勇二
(東証マザーズ コード番号:6670)
問合せ先 取締役 経営企画室長 廣田 重徳
(電話番号 03-5821-7114)

当社株式の大規模買付行為に関する必要情報の提供要請について

当社は、平成 25 年 10 月 22 日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する必要情報リストに対する回答書の受領について」にて公表いたしましたとおり、株式会社レノ（以下「レノ社」といいます。）より、当社取締役会及び独立委員会がレノ社の大規模買付行為の内容を評価・検討するために必要と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の提供を要請する「必要情報リスト」に対する回答書（以下「本回答書」といいます。）を受領いたしました。

これを受け、当社取締役会及び独立委員会は、本回答書においてレノ社から提供された情報が、必要情報リストに対する回答として十分な内容であるか否かを慎重に検討してまいりましたが、独立委員会より、レノ社に対し、さらなる追加情報の提供を要請したいとの申出があり、本日、追加的に必要情報の提供を要請する書状（以下「本追加必要情報リスト」といいます。）をレノ社に対し交付いたしましたので、お知らせいたします。

本追加必要情報リストの内容は別紙のとおりとなりますが、本追加必要情報リストは、本回答書の一部を引用する形で作成されており、当社が公開することによりレノ社の事業活動に影響を及ぼすおそれのある情報（主にレノ社の投資方針や投資基準、特定の人物又は企業との関係性等に関する情報をいいます。）が含まれていることから、本件リリースにおきましては、項目及びその概要の記載にとどめております。

今後、本追加必要情報リストに対するレノ社の回答を受領した後、当該回答が十分な内容であるかを検討し、当社取締役会がレノ社による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会の評価期間（以下「評価期間」といいます。）が開始いたします。

評価期間の具体的な開始時期につきましては、レノ社に対し通知するとともに、あらためてこれを公表させていただきます。株主の皆様におかれましては、引き続き当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

以上

(別紙)

<本追加必要情報リストの内容>

独立委員会において、レノ社による当社株式の取得が当社の企業価値及び株主共同の利益にどのように影響があるのかを判断するにあたり、必要情報として十分ではないと認められる事項について、具体的な説明及び追加情報の提供が要請されております。

なお、独立委員会よりレノ社に対し交付された本追加必要情報リストの内容は下記のとおりです。

記

平成25年10月22日付〈必要情報リストに対するご回答〉について、以下のとおり、追加の必要情報の提供を要請いたします。

- 1 株式会社レノ（以下「貴社」といいます。）及びその関係会社（以下あわせて「レノグループ」又は「レノグループ各社」といいます。）の概要につきまして
 - (1) 貴社の完全親会社の法人株主についての概要（住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、代表者の氏名及び経歴等、事業内容）についてご教示ください。
 - (2) レノグループ各社及びその株主等の出資者が反社会的勢力に該当しないか否か、反社会的勢力を利用等していないかにつきご教示下さい。
 - (3) 当社株式の売買等に関して、外部アドバイザーからの意見聴取の有無及び内容につきご教示下さい。
- 2 レノグループの過去の投資回収について
 - (1) レノグループの過去の投資回収につき、SBI ホールディングス及びJVC ケンウッドについては市場売却によるとされていますが、それ以外の過去の投資回収方法はいかなるものですか。
市場売却による場合、市場への影響を排除するためどのような配慮をなされましたか。
 - (2) レノグループが、過去、自己株式を取得させ、又は自己株式取得の提案を行ったケースに関しては、すべて自己株式を対象とする公開買付けであるのでしょうか。また万が一例外があればご教示下さい。
- 3 流動性について
 - (1) 現時点において、相当程度に流動性を低める規模の買付けを企図しておられますか。
 - (2) 流動性の問題に配慮した買付行動をとるのか、あるいは、流動性の問題が生じた場合において、何らかのご対応策をお持ちなのか、につきご教示下さい。
- 4 投資目的について

- (1) 貴社が平成 25 年 10 月 30 日に売却した当社株式の単価 295 円が、貴社想定 of 潜在的株価か否かにつきご教示下さい。
- (2) 大量保有報告書によれば、平成 25 年 10 月 30 日、貴社は、1 株あたり 295 円にて市場外で 2 万株処分しています。貴社は、当社に対して大規模買付行為を行うとの意向を表明しておられますが、その最中、一部株式のみを市場外で売却した意図をお聞かせ下さい。
- (3) 貴社と三浦氏及び中島氏は、大量保有報告書によれば、意向表明書提出日である平成 25 年 10 月 8 日に、共同保有の合意を解除したとのことですが、その理由は何でしょうか。
- (4) 直近時点での貴社と三浦氏との間で当社株式の売買がなされた事実があればご教示下さい。
- (5) 貴社が、三浦氏及び中島氏との間で共同保有の合意を解除し、大規模買付行為の意向を表明した後、両氏その他の当社株式を保有する関係者が売却した事実がありますか。
- (6) 仮に、当社株価が割安でないと貴社が判断した場合であっても、現在の上昇した株価での買付を行わず、かえって潜在的株価に到達したとして当社株式を売却するような行動は行わない旨を明らかにしていただけますか。
- (7) 将来的に経営権取得あるいは経営への参画を目的とする可能性はないと明言していただけるか否かご教示下さい。
- (8) 過去の投資において、当初の保有目的である純投資から経営権取得や経営への参画に保有目的を変更したことがありますか。ある場合、どのような事例であり、変更の理由・条件はどのようなものでしたか。
- (9) 貴社のいう「経営参画」と「株主としてのガバナンス」の境界線はどのようなものですか。

5 大規模買付行為の方法について

- (1) 今後、公開買付けを実施するご意向があるか否か、また、円貨を対価とする、全株式を対象とする公開買付けを実施するご意向があるか否か、公開買付け実施のご意向がある場合、完全子会社化(二段階目のスクイーズアウトを含めて)を行うご意向があるか否かにつきご教示ください。
- (2) 将来的に公開買付けを行う可能性を完全には排除しない場合、二段階目の買収について不利な条件設定を行い、又は、条件を明確にしないで行うなど、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為を行わないと明言していただけますか。

6 大規模買付行為後の当社への債務負担・担保設定を要求する意思の有無について

- (1) 大規模買付行為後、当社に債務負担・担保設定などを求める意思はありませんか。
- (2) 直近の計算書類記載の流動負債の状況は現在どのようなものですか。

7 大規模買付行為後の当社資産の処分要求について

- (1) 不要な金融資産とはどの範囲のものを想定しておられますか。
- (2) 貴社は、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させることを企図していないか否かにつきご教示下さい。

8 競業他社への売却等のエグジットの可能性につきまして

貴社が大規模買付行為後のエグジットにあたり、当社の競業他社への売却を行う意向があるか否かにつきご教示下さい。

以 上